

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
1	個人	子ども・子育て支援新制度を見直してほしい。	計画全体	計画全体	子育て支援課	5	「子ども・子育て支援法」等に基づく子ども・子育て支援新制度は、全国一律に平成27年4月にスタートする制度です。国や都が示す方向性に沿って、事業を進めていきます。
2	個人	子どもや子育て世代が安心して住める目黒を実現してほしい。 (同意見 ほかに8件)	計画全体	計画全体	子育て支援課	2	子ども条例では、区は子どもたちが元気に過ごすことのできるまちづくりや子育て家庭に対するその状況に応じた支援を行うとしています。ご意見の趣旨に沿って子ども総合計画事業の推進に取組みます。
3	個人	区長の諮問機関である子ども施策推進会議が計画改定に向けた基本的な考え方として課題としてあげた項目について、施策の方向にそれぞれ入れる必要がある。 「子ども条例の普及」、「児童虐待防止の啓発と対応」、「保育環境の整備」「病後児保育の充実」「情報提供、周知の充実」「配慮が必要な家庭への取り組み」	計画全体	計画全体	子育て支援課	2	子ども施策推進会議からの答申を踏まえ、子ども総合計画改定素案を作成したところです。ご指摘の項目については、具体的事業に盛り込み、拡充事業や新規、検討事業として掲げています。
4	団体	計画内での検討課題については、経過の区民への公表と、検討にあたっての区民参画を明確に位置づけ実行する必要がある。	計画全体	計画全体	子育て支援課	2	子ども総合計画の推進に当たっては、年度ごとに達成状況を区民に公表し、区内の子育てに関わる様々な団体や区民等から構成された子ども施策推進会議に諮り、着実な事業の推進に取組みます。
5	団体	区民意見により、計画が訂正された事例はほとんどない。パブリックコメントを反映した計画の見直しを行うべきである。	計画全体	計画全体	子育て支援課	8	区民の皆様からいただいたご意見を真摯に受け止め、計画の改定を行ってまいります。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
6	個人 団体	子ども条例の趣旨を区政に活かし、分け隔てなく子どもの最善の利益を实践してほしい。 (同意見 ほかに3件)	計画全体	計画全体	子育て支援課	2	子ども条例では、区は子どもたちが元気に過ごすことのできるまちづくりや子育て家庭に対するその状況に応じた支援を行うとしています。ご意見の趣旨に沿って子ども総合計画事業の推進に取り組めます。
7	団体	子どもが将来大人になったときに目黒で子育てがしたいと思える計画してほしい。	計画全体	計画全体	子育て支援課	2	子ども条例では、区は子どもたちが元気に過ごすことのできるまちづくりや子育て家庭に対するその状況に応じた支援を行うとしています。ご意見の趣旨に沿って子ども総合計画事業の推進に取り組めます。
8	個人	27ページの基本目標の説明の文体が他のページと違うので読みにくいので、あわせたほうがよい。	3	計画の基本的な考え方 基本目標	子育て支援課	1	他のページの文章と合わせ、整合を図ります。
9	団体	「(3)事業を評価し向上させながらすすめる」について、記載のとおり進めること。	3	計画の基本的な考え方 計画をすすめるに当たっての留意点	子育て支援課	2	子ども総合計画の推進に当たっては、年度ごとに達成状況を区民に公表し、着実な事業の推進に取り組めます。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
10	個人	(事業番号1105について) 共生社会についてみんなで考えることが必要であるから、事業概要の人権教育推進項目内容として「障害理解」「障がい者問題」を追加する。 (同意見 ほかに1件)	I (1) 1105	人権教育	教育指導課	2	特別支援教育の分野では、平成24年7月の中央教育審議会初等中等教育分科会により「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」として報告がまとめられており(以下「中教審報告」という。)、共生社会の実現のためにインクルーシブ教育を進めることが重要であるとしています。目黒区でインクルーシブ教育を推進するにあたっては、障害のあるなしに関わらず、すべての児童・生徒及び保護者、地域の方々の特別支援教育に関する理解が必要であると考えております。そのために、教育委員会では、特別支援教育推進計画等に、あらゆる機会をとらえて講演会や勉強会等の開催等、理解啓発を行っていくことを掲げております。
11	団体	小中学校において、さまざまな場面で命、人権を尊重する教育が必要である。男女平等共同参画も含めて保護者も含めた人権教育をさらに心がけるべきである。	I (1) 1105	人権教育	教育指導課	2	子どもたちに人権尊重の理念を正しく理解させるとともに、人権についての正しい知識と人権尊重の態度を育み、人権に関わる問題解決のために行動できる力を培うことは大変重要なことであると認識しております。目黒区子ども条例の趣旨を踏まえ、人権尊重の理念を定着させるために、道徳の時間を要として学校の教育活動全体を通じ、豊かな心の育成に努めます。また、人権尊重教育推進校の取り組みを各学校に普及・啓発させ、男女平等などの人権教育を推進していきます。
12	個人	児童虐待の防止と対応について、保育士の専門性の向上のため、研修に出る職員の人件費を補助してほしい。	I (3)	児童虐待の防止と対応	保育課	4	活用できる補助制度があるかを調査し、実現可能性について検討します。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
13	個人	総論に、子ども家庭支援センターにおける要保護児童相談新規受理件数約7割弱増加とあるが、その家庭の年収や、住まい、養育者の健康、働き方、頼れる人などを調査する必要があるのではないか。	I (3)	児童虐待の防止と対応	子ども家庭課	3	保護の必要な児童については、家庭訪問や面談を行い、家族構成を把握するなど調査を行った上で、必要な支援につなげております。
14	個人	児童虐待防止の対応について、保護者が育児を相談できる会や、子どもの遊びを提供する会、読み聞かせをする会を継続して開く、小学生、中学生、高校生においては無料塾を開催し、日ごろの生活相談を気軽にできる場、勉強を教えてくれる場を作ることが提案する。孤立しないように居場所をつくるということが重要である。	I (3)	児童虐待の防止と対応	子ども家庭課	2	児童館や保育園、ほ・ねっとひろばの各施設において、子育てに関する相談を受け付け、子育て家庭が孤立しない取り組みを行ってまいります。また、子どもの居場所づくりにおいても検討を進めてまいります。
15	個人	児童相談所が各区設置になるに伴い、支援が一層深いものとなるような計画目標を立ててほしい。	I (3) 1303	関係機関との連携・地域での見守り	子ども家庭課	3	職員のスキルアップや関係機関との連携強化を図り、あわせて児童虐待の未然防止に取り組みます。
16	個人	(事業番号1303について) 具体的にどう強化するのか。困難を抱えた家庭に対するアドバイザーの数を増やし、民間や公立に関わらず平等に巡回してほしい。	I (3) 1303	関係機関との連携・地域での見守り	子ども家庭課	4	子育てスーパーバイザーの派遣のあり方については、今後検討を行います。
17	個人	要保護児童対策地域協議会の関係者に民間保育所も含めて地域での情報共有ができるようにしてもらいたい。	I (3) 1303	関係機関との連携・地域での見守り	子ども家庭課	3	要保護児童対策地域協議会には、私立幼稚園や私立保育園の代表も参加し、情報共有や意見交換を行っております。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
18	団体	(事業番号1303について) 子どもを主体として、子どもやその家族を関係機関が連携し支援するとあるが、実際はどここの部署に行けばいいのか、どこで相談してよいかわかりづらい。また、各部署へたらいまわし状態で、同じ相談を一からしなくてはならない負担は大きい。利用者が動くのではなく、包括的な相談窓口があるとよい。 指定障害児相談支援事業所との連携も今後は必要不可欠である。	I (3) 1303	関係機関との連携・地域での見守り	子ども家庭課	3	相談を受けた窓口で相談内容を的確に把握し、内容によっては担当部署に適切に引き継ぐよう、今後も努めます。
19	団体	(事業番号2118について) 事業概要について「認可保育所(私立を含む)に通う全園児」を「認可保育所(私立を含む)及び認証保育所に通う全園児」とする。	II (1) 2118	区内認可保育所の歯科検診委託	保育課	5	財政負担が大きく認証保育所に通う園児まで対象を広げることは困難ですが、認証保育所については、今後認可化に向けた支援を行う予定であり、その経過も踏まえながら支援策を検討してまいります。
20	個人	(事業番号2119について) 目黒子どもスポーツ健康手帳は各家庭でも利用できておらず、学校でも毎日その内容を各自が確認するということはできていないと思われるのでの廃止が良い。	II (1) 2119	体力づくりの充実	教育指導課	4	めぐろ子どもスポーツ健康手帳については、学校と家庭で日々活用・確認できる内容にしていくため、平成27年度に一部改訂を予定しております。引き続き、家庭と連携を図り、めぐろ子どもスポーツ健康手帳を活用した健康教育を推進してまいります。
21	個人	食育の推進についての普及啓発の具体的内容を知りたい。	II (2)	食育の推進	健康推進課 保健予防課 碑文谷保健センター	2	子どもや親子を対象とした食育講座の開催、食育レシピ本の作成と普及のための講習会の開催、関連所管のイベントへの参画などを行っています。
22	個人	民間保育園の栄養士が地域の保護者の食育にも対応できるように人件費を補助してほしい。	II (2)	食育の推進	保育課	4	活用できる補助制度があるかを調査し、実現可能性について検討します。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
23	個人	アレルギー対応食も掲載されるとよい。	Ⅱ (2) 2201	食育レシピ本の普及啓発	健康推進課	3	普及啓発を実施する際に、必要に応じてアレルギー対応食についても紹介していきたいと思います。
24	個人	(事業番号2202について) 平成25年度までの事業総括では、評価が2となっているので、取組の改善が必要ではないか。	Ⅱ (2) 2202	食育推進のための普及啓発	保健予防課 碑文谷保健センター	2	平成26年度より、他課と連携しながら楽しく参加できる講座として「親子食育セミナー」を開催しました。来年度以降も関係機関で連携しながら、充実を図っていきます。
25	個人	民間保育園に入園する障害のある子どものために、巡回指導を増やしてほしい。すくすくのびのび園に通っている子どもなど、関係機関が連携できるようにしてほしい。また、幼稚園やこども園のように特別支援員の配置など諸条件を整備し、障害児保育充実のために私立保育園に補助金を支給するなど制度を確立する必要があると考える。 (同意見 ほかに1件)	Ⅱ (3)	成長・発達に応じた切れ目のない支援	保育課	3	補助員が必要な障害児には保育補助員を配置し、そのための補助金も支出しています。巡回指導やすくすくのびのび園との連携についても、引き続き取組を進めます。
26	個人	P54～P61に共通した表現としてある「特別な支援」の「特別」という表記は必要か。「必要」という語句が重複しないのであれば「必要な支援」の方が適切である。	Ⅱ (3)	成長・発達に応じた切れ目のない支援	教育指導課 障害福祉課	5	「特別な支援」とは、「特別な教育的支援が必要である」等の場合に使用していますが、これは、学校教育法施行規則第138条に「小学校若しくは中学校又は中等教育学校の前期課程における特別支援学級に係る教育課程については、(中略)特別な教育課程によることができる」としております。個々の障害特性による教育的ニーズに対応した指導を行う際は、特別な教育課程を組むなどとされ、「特別な支援」は、これらの法的根拠により使用しているため、区としては「特別な支援」という表現に統一しております。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
27	団体	施策の方向性について、「目黒区障害者計画」により子どもも含めた障害者施策を推進する」とあるが、本来であれば「目黒区子ども総合計画により障害児も含めた子ども施策を推進する」という表記も必要ではないか。	Ⅱ (3)	成長・発達に応じた切れ目のない支援	子育て支援課	2	子ども総合計画は、障害のある子どもを含めたすべての子どもを対象とすることを前提としており、改定するに当たり、障害のある子どもや発達に支援が必要な子どもに対する「成長・発達に応じた切れ目のない支援」を施策の1つに掲げました。障害者計画においても、ライフステージに応じて乳幼児期から学齢期・成年期の支援について計画的に取り組むことが必要と考えます。子育て部門と障害福祉部門等、関係機関が連携し、切れ目のない支援に取り組んでいきます。 以上の趣旨を踏まえて表記の一部修正を検討します。
28	個人	近年「気になる子」いわゆるグレーゾーンの子どもの数が増えており、保育園や幼稚園等で対応に苦慮するケースが増えている。しかし、現状では障害の認定を受けるか保護者からの要望がないと専門機関に相談したり助言を受けたりすることが難しい。障害があるとの認定がなくても必要に応じて保育園や幼稚園等からの相談に応じたり、巡回訪問できるようにしていただきたい。 (同意見 ほかに1件)	Ⅱ (3) 2302 2309	児童発達支援センター(相談部門) 子どもの成長に合わせたサポート体制の整備	障害福祉課 子育て支援課 保育課	4	児童発達支援センターでは発達に気がかりのある児童を対象に障害認定の有無に関わらず、本人及び保護者からの同意の上で相談機能を充実させていきます。相談内容上必要に応じて幼稚園等関連機関への訪問を含めた助言等支援していきます。また今後地域で児童に関わる施設等を対象に研修会や必要に応じて支援会議などを開催したり、自立支援協議会子ども部会の活動を通じて、センターを中核とした区内の児童施設の連携体制を構築してまいります。巡回訪問などのアウトリーチ機能は今後の課題です。 また現在保育園では障害の認定がなくても保護者からの要望に応じて専門家による巡回訪問を実施しています。区立幼稚園、こども園では教職員への支援として、年2回専門家による巡回訪問を実施し、それぞれ保育や教育の質の向上を図ることを継続します。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
29	団体	(事業番号2302・2304・2305・2309について) 各事業の内容及び計画目標は、早期からライフステージが変わっても途切れのない一貫した支援体制の構築をめざすものとする。目指すものに大きな差異がないのなら、各部署で別の事業として行うのではなく、事業に関わる庁内の全部門に関わる1つの事業として行ったほうが効率よくかつ、区民に理解しやすく受け入れられるのではないか。教育支援委員の構成委員も学校運営課、教育指導課主事の人選ではなく、児童に関わる全部門で検討し、人選されるべきである。	Ⅱ (3) 2302 2304 2305 2309	児童発達支援センター(相談部門) 特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対する早期からの一貫した支援 教育支援委員会(仮称)の設置 子どもの成長に合わせたサポート体制の整備	障害福祉課 教育指導課 学校運営課 子育て支援課 保育課	4	<p>これまで児童の発達に関わる庁内の部署が縦割りになっていたために、お子さんの支援に関する情報が十分に引き継がれず、ライフステージが切り替わる場面ごとにアセスメントのし直しが必要となったり、お子さんや保護者の安心を得た支援が継続されないという課題がありました。児童発達支援センターの開設をきっかけに、今後は療育と就学相談、就学後のサポート、進学進級時の環境変化に対する支援、社会生活に備えた準備や社会資源の情報提供など、各部署やめぐろ学校サポートセンター、地域の中の相談支援事業所とどのようなサポートシステムを築いていくかが課題であると認識しています。</p> <p>また教育委員会では、目黒区特別支援教育推進計画の中で、関連部局との連携を重点目標のひとつとして挙げています。その中で、早期からの教育相談支援の体制を組み、就学後の柔軟な相談体制につなげていくための「教育支援委員会(仮称)の設置」や、個に応じた支援を行うための発達支援体制の検討を挙げています。</p> <p>教育支援委員会(仮称)の委員については、目黒区実施計画、来年度検討することにしてはいますが、委員の選定については文部科学省「教育支援資料」には、医師等の専門家やの意見聴取のほか、就学前施設の職員の参画も挙げられており、これまでの就学指導委員会と同様、教育委員会以外の職員の参加について検討する予定です。</p> <p>発達支援体制の検討については、教育と療育は視点が異なる部分もありますが、現在行っている特別支援教育庁内連絡会の拡大等により、関係各課や医療等との連携体制を教育委員会及び児童発達支援センターを中心に、実施方法を検討していきたいと考えています。</p> <p>今後は子育て・教育・福祉を中心にして他自治体の状況を参考に、効率的でどなたにも理解しやすい事業や体制の在り方を検討していくことが課題です。</p>

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
30	個人	<p>(事業番号2303について)</p> <p>知的発達に遅れがないという制限があると、普通級に知的遅れのある子どもが在籍していてもこの教室の対象にならない。また、知的障害のある子どもが普通級にいと支援員も学習支援のためにはつかないという障害による支援の差がある。</p> <p>モデル事業と同内容で継続するのであれば、知的障害のある子どもの普通級在籍における支援がどのようになるのか、同内容で継続する理由は何かを示してほしい。</p> <p>(同意見 ほかに1件)</p>	Ⅱ (3) 2303	特別支援教室の実施	教育指導課 めぐろ学校サ ポートセンター	5	<p>特別支援教室事業は、東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画に基づく事業であり、対象となる児童は通常の学級に在籍している「知的発達に遅れのない発達障害等の児童」としていますので、目黒区単独で対象を変更することは考えていません。</p> <p>知的発達に遅れのある児童に対する指導は、少人数の落ち着いた教室で、知的障害の分野における特別支援教育の専門性をもった教員が、年間を通じた計画のもとに、一人ひとりの障害の程度に応じたきめ細かな教育を進めることが重要であると考えております。</p> <p>通常の学級に在籍する特別な支援が必要な児童・生徒につきましては、障害の種別に関わらず学校の要請に基づき、学級等の状況を観察した上で特別支援教育支援員の配置等必要な支援を行っていきます。</p>
31	団体	<p>(事業番号2303について)</p> <p>特別支援教室の設置や充実を期待している。区民からの要望で多くあがっている、教員の対応や支援力の向上、子どもに寄り添った支援の充実を図ることは今後の課題である。</p>	Ⅱ (3) 2303	特別支援教室の実施	教育指導課	2	<p>事業番号2318の検討結果にあるとおり、様々な場で教職員の育成や理解啓発を図っているところです。ご指摘のとおり、特別支援教育の推進のためには、教員の資質や指導力の向上が必要であり、それは子どもに寄り添ったものでなくてはなりません。特別支援教室の実施により、教職員の特別支援教育に対する関心や理解が深まってきましたので、今後もさらに特別支援教育の推進を図るため、教員の資質・能力の向上を図っていきます。</p>

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
32	個人	(事業番号2304について) 特別な支援を受ける体制を作ることが障害のある子どもとない子どもを分けてしまうことになりかねない。特別な場所での特別な支援ではなく、みんなと一緒に場で必要な支援をするべきである。	Ⅱ (3) 2304	特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対する早期からの一貫した支援	教育指導課	2	中教審報告では、「すべての子どもが同じ場で学ぶことを追求するとともに個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である」としており、目黒区も同じ考えであります。 また、特別な支援が必要な児童・生徒に対しては、合わせて交流及び共同学習の一層の充実を図ってまいりたいと、考えております。
33	個人	(事業番号2304について) 現況について、「子どもの在籍場所での支援は行っており」とあるが、表現が不適切である。また、本人や保護者がそれぞれの段階、在籍場所で必要とする支援はいきわたっていない。	Ⅱ (3) 2304	特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対する早期からの一貫した支援	教育指導課	3	ご意見については承り、通常の学級や特別支援学級での指導について、特別支援教育推進計画に基づき、さらに充実を図っていきます。
34	個人	(事業番号2304について) 計画目標は、「関係部課と連携し、就学前から就学後ほどの場所(学級)に在籍してもそれぞれ適切な支援を切れ目なく就学後までつなぐことによりその子どもの可能性を最大限に伸ばす発達支援体制を構築する。」としてほしい。	Ⅱ (3) 2304	特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対する早期からの一貫した支援	教育指導課	2	就学前から就学後まで支援をつなぐ支援の手法として、まずは「就学支援シート」や「学校生活支援シート」の活用による切れ目のない支援体制を掲げております。ご意見の趣旨を踏まえて取り組んでまいります。
35	団体	(事業番号2304について) 就学支援シートが就学後の「学校生活支援シート」への作成と移行したときに、次号の支援に携わる機関すべてが共有でき、また、継続してシートの書き込みや活用が行われるよう、具体的な計画(シートのフォーマットや更新のタイミング、学年ごとの引継ぎ等)を確立してほしい。	Ⅱ (3) 2304	特別な支援を要する幼児・児童・生徒に対する早期からの一貫した支援	教育指導課 (学校運営課)	2	「学校生活支援シート」の様式や活用方法等については、平成25年3月に東京都から示されたところですが、区としても効果的な活用に向けた研究を行い、具体的な計画となるよう努めてまいります。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
36	個人	(事業番号2305について) ①本人・保護者の意向を最大限に尊重した就学先での適切な支援内容を保護者とともに考えて合理的な配慮が行われるというような内容が必要である。 ②現況の適切な意味は、知的障害は「固定の支援級」ということか。	Ⅱ (3) 2305	教育支援委員会 (仮称)の設置	学校運営課 教育指導課	2	①の就学先の検討にあたっては、現在もお子さん本人及び保護者の意思を可能な限り尊重しております。また、就学にあたって就学先での適切な支援内容について学校と保護者が共に考えることを保護者の同意を得ながら、学校ごとに行っています。 合理的配慮については、一人ひとりの教育的ニーズを検討し、学校と相談しながら実施していくことになると考えますが、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の平成28年4月1日の施行に向け、政府においては基本方針の策定がなされるほか、文部科学省においても教育等の分野における合理的配慮の対応指針が出される予定です。区としては、その動向を踏まえて改めて対応していきたいと考えます。 ②の知的障害のあるお子さんの教育的ニーズに対応できる場所は、基本的には特別支援学級と考えております。
37	個人	(事業番号2305について) 現況の記述で「適切な教育環境」とあるが現状は教育委員会が思う「適切」であり、保護者の説得を重ねて誘導することが横行しているので、「就学に際し～就学相談を行う」までの記述までしか許容できない。 計画目標は「就学に必要な支援の相談を就学前の早期から行い、子どもが充実した学校生活を送れるようにし、保護者が安心して子どもの学校生活を見守れることに寄与する」とする。	Ⅱ (3) 2305	教育支援委員会 (仮称)の設置	学校運営課 教育指導課	1	就学先の検討にあたっては、現在もお子さん本人及び保護者の意思を可能な限り尊重しております。また、就学にあたって就学先での適切な支援内容について学校と保護者が共に考えることを、保護者の同意を得ながら、学校ごとに行っています。 計画目標については、趣旨を踏まえ修正します。
38	個人	(事業番号2305について) ①アレルギーと慢性疾患についても、教育の現場で、子どもの権利を尊重して教育が受けられるように配慮、支援が必要。 ②事業概要の「早期からその発達に応じた必要な支援」は「早期からその成長、発達に応じた」と、「成長」の一言を付け加えたほうがいいのではないかと。	Ⅱ (3) 2305	教育支援委員会 (仮称)の設置	学校運営課 教育指導課	1	就学先の検討にあたっては、現在もお子さん本人及び保護者の意思を可能な限り尊重しております。また、就学にあたって就学先での適切な支援内容について学校と保護者が共に考えることを、保護者の同意を得ながら、学校ごとに行っています。 計画目標については、趣旨を踏まえ修正します。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
39	個人	(事業番号2306について) 計画目標の「家族支援」を「障害があると分かった直後からの家族のサポート」「兄弟児のための支援」等具体化してほしい。また、「子どもの特性理解や指導方法などの支援に関する情報を学校教職員と共有する。」という文言を追加してほしい。	Ⅱ (3) 2306	児童発達支援センター(療育部門)	障害福祉課	3	児童発達支援センターにおける療育は、ご家族と十分に相談しながら実施すると同時に、兄弟児を含めたご家族が抱える不安やご心配にも相談に応じています。区内の有用な社会資源の情報を積極的に提供します。在園している幼稚園、保育園にとどまらず学校に就学する際には、保護者と学校等からのご要望に応じて支援計画の引継ぎや支援方法について共有・連携を図ることが、児童発達支援センターの大きな役割としてしています。幼稚園入園に際しても同様に取り組んでまいります。
40	個人	(事業番号2306について) 計画目標の中に関連機関だけではなく具体的に学校の教員との連携を追加する。	Ⅱ (3) 2306	児童発達支援センター(療育部門)	障害福祉課	2	すくすくのびのび園を卒園し小学校に就学する折に保護者と小学校から要望があれば担任教諭への引継ぎの形で連携を持つことができます。顔の見える支援者間の連携を大事にします。事業番号2306の「教育関係機関との連携」は、この内容を含めたものです。
41	団体	(事業番号2307について) 障害のある子どもはもちろん、同じ学童保育クラブに在籍する全ての子どもに、安全・安心な保育を行うには職員体制の確保が必要なため、計画目標に次のことを追加してほしい。 「また、それに伴う必要な人的配置を検討する。」	Ⅱ (3) 2307	学童保育クラブでの障害のある子どもの保育の充実	子育て支援課	5	子ども総合計画は、今後区が進めていく事業計画を定めるものであり、計画を実施する手段である人的配置は計画目標と異なると考えています。
42	個人	(事業番号2308について) 計画目標に「障がいの有無にかかわらず子ども達の交流がすすむような実践を積み重ね、児童館利用を進める」を追記する。	Ⅱ (3) 2308	障害のある子どもへの居場所の提供	子育て支援課	1	ご意見を踏まえて検討いたします。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
43	個人	(事業番号2310・2311・2312について) サービスを受けることで生活の質が維持されるので実施回数の上限を設けずに拡充してほしい。	Ⅱ (3) 2310 2311 2312	居宅介護サービス等の実施 短期入所サービスの実施 緊急介護人派遣事業の実施	障害福祉課	3	緊急介護事業は、制度内容から可能であれば障害者総合支援法に基づく介護サービスへの移行を進めています。そのため緊急介護の利用回数について一定の制限を設けており、現在のところ見直しは考えておりません。障害者総合支援法の介護サービス(居宅介護、短期入所等)は一定の支給基準がありますが、個別の事情に応じて柔軟に対応しています。
44	個人	(事業番号2313について) 通学介助は合理的配慮の一環として保護者の就労の有無などの条件をつけないでほしい。また、放課後デイへの通所にもサービスを使用できるようにするか放課後デイの中で送迎サービスを必須にして通所の負担をなくしてほしい。拡充してほしい。	Ⅱ (3) 2313	移動支援事業の実施	障害福祉課 (教育指導課)	4	通学介助は、お子様の状況や保護者の就労等の家庭状況、生活環境を考慮して支給を決定しています。義務教育の通学を保障する観点からも、対象となるご家庭については手帳の有無によらず考慮しています。保護者の緊急一時的な事由による通学介助のご相談にも対応しています。また、放課後等デイサービスの送迎は学校およびスクールバス乗降場所まで事業所の送迎により行われるものとされており、移動支援サービスおよび通学介助については、事業運営の中で個別事情に配慮しながら柔軟に対応しています。 障害児の通学支援に関する合理的配慮のご要望についてですが、内閣府が基本方針を、文部科学省が指針等を定めるための検討を進めているところです。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
45	個人	(事業番号2313について) 通学のための移動支援は合理的配慮として条件を付けることなく行う(就労、疾病、事故などの条件を付けない。)	Ⅱ (3) 2313	移動支援事業の実施	障害福祉課 (教育指導課)	4	通学介助は、お子様の状況や保護者の就労等の家庭状況、生活環境を考慮して支給を決定しています。義務教育の通学を保障する観点からも、対象となるご家庭については手帳の有無によらず考慮しています。保護者の緊急一時的な事由による通学介助のご相談にも対応しています。類似のものとして、成人の通所施設までの送迎についても、保護者の就労や高齢化等により、通学介助と同様の課題が増加傾向にあります。増える移動支援サービスのニーズやご要望に対し無条件に対応することは困難です。限られた財源の中で優先順位をつけ事業に取り組まなければなりません。一定の条件のもとで事業を実施しておりますが、個別のご事情があれば柔軟に対応します。 障害児の通学支援に関する合理的配慮のご要望についてですが、内閣府が基本方針を、文部科学省が指針等を定めるための検討を進めているところです。
46	個人	(事業番号2315について) 現状は障害を理由に受け入れを拒否されている。そのようなことが無い補助事業にしてほしい。	Ⅱ (3) 2315	私立幼稚園心身障害児教育事業費補助	子育て支援課	3	私立幼稚園においては、各園ごとに幼児教育方針を定め、園児の受入態勢を構築しております。現在、区では障害児を受入を実施している私立幼稚園に対して、年額1人当たり20万円の補助をしております。平成25年度の実績は8園で延べ39名でした。 今後も補助を継続し、受入態勢の支援をまいります。
47	個人	(事業番号2316について) 保育認定にいたるまでに障害のある乳幼児が排除されないように、保育園の入所選定基準の優先項目を見直してほしい。	Ⅱ (3) 2316	障害のある乳幼児の保育の充実	保育課	2	認可外保育施設に障害のある子を預けることが困難な状況を踏まえ、入所選考に当たって不均衡が生じないように利用調整の調整指数に障害児の加点を新たに設け、平成27年4月入所選考から適用します。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
48	個人	(事業番号2316について) 障がいのある子どもの保育園入園が阻害されることが無いよう入園の制度・仕組みを見直していくこと。	Ⅱ (3) 2316	障害のある乳幼児の保育の充実	保育課	2	これまでも障害児の入園は、他の児童と同様に集団保育が可能であるとの要件を満たせば認めています。27年4月入園選考から、障害児は調整指数の加点(2点)を実施します。
49	個人	(事業番号2318について) 教職員への助言や支援について、児童支援の方法や理解を教職員の中で経験実績として蓄積する仕組みを構築し障がいのある児童の理解を教職員全体のものとする必要がある。	Ⅱ (3) 2318	特別支援教育の推進	教育指導課 めぐる学校サポートセンター	2	めぐる学校サポートセンターの特別支援教育専門員が学校を訪問し、特別な支援が必要な児童・生徒への支援・指導方法について助言を行っています。また、学校の教職員を対象とした研修会を継続的に実施し、特別支援教育の理解を深め指導力の向上に努めているところです。 特別支援学級では、特別支援学校のコーディネーターによる助言を得たり、専門家による児童の行動観察等を行い、その結果を踏まえて様々なケースを担当の教員が学ぶ機会や、ベテランの教員と初任者の教員が組んで指導にあたるなどのOJTを実施する機会など、指導事例の蓄積による専門性の向上に努めています。 通常の学級では、特別支援教室担当教員による全教職員を対象とした校内研修の実施などを通じて、通常の学級の教員が特別支援教育に対する理解を深めるための取組みを進めています。これらの実施策について今後もさらに充実を図っていきます。 さらに特別支援学級の教材や指導方法について、通常の学級の教員も校務LANシステムの中で共有できるようなシステム作りを行い、特別支援教育の推進及びすべての教員の技能の向上を図ってまいります。
50	個人	待機児童対策を進めてほしい。 (同意見 ほかに1件)	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育計画課	2	本計画に基づき認可保育所の整備等に取り組んでいきます。
51	個人 団体	質の高い保育が提供できるよう、保育の現場で働く保育士の労働環境にも配慮してほしい。 (同意見 ほかに7件)	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課	3	補助金を活用した保育士の処遇改善等を実施しています。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
52	個人 団体	同じ目黒区の子ども同士で保育に格差が生じることのないようにすること。 入所した施設や保護者の状況により受けられるサービスに格差が出ないようにすること。 (同意見 ほか5件)	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育計画課	4	保育士対象の研修の周知及び受講の勧奨等により保育の質の確保について努めていきます。小規模保育事業等については条例を制定し、設備及び運営についての基準を定めています。条例では、国の基準に基づき小規模保育所に係る配置基準の加算(1人)のほか、区独自で保育士比率について比率を高めるなどの対応を取っています。
53	団体	高い保育の質を確保するために必要な基準を整備し、条例化すること。 ・職員の配置は現行の認可保育園の基準以上とし、かつ幅広い年齢層で構成すること。 ・どの形態の園でも有資格者の配置人数は国の基準を大きく上回るようにすること。 (同意見 ほか1件)	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育計画課	2	認可保育園の職員の配置基準は現行の認可基準に従って配置していきます。小規模保育事業等については条例により、設備及び運営についての基準を定めています。条例では、国の基準に基づき小規模保育所に係る配置基準の加算(1人)措置を取るほか、区独自で小規模保育所B型の保育士比率を国基準よりも高めるなどの対応を取っています。
54	個人 団体	待機児童解消策には、小規模保育園の増設ではなく、園庭のある公立保育園を増やす抜本的な対策を講じること。 (同意見 ほか2件)	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育計画課	5	当区においては保育サービスの定員拡大は認可保育所の整備を基本として取り組んでいます。小規模保育施設は新計画においても補完的な位置づけの取組ではありますが、0から2歳児に待機児童が多い実状から一定数の整備は進めていく必要があります。
55	団体	ひとり親家庭等、入所する優先順位は現行の認可保育園の基準とし、すべての形態の園で同基準とすること。	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課	3	保護者の状況の優先順位は、これまでと変更はありません。
56	団体	認可保育園の保育料は現行の基準のまま値上げはしないしてほしい。どの形態の園でも、保育料は経済的負担になるような過度な上乘せが発生しないよう基準を設けること。	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課	3	保育料の階層区分は、所得税から住民税によることとなりますが、今回の制度改正に伴う「値上げ」はしない方向で検討中です。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
57	団体	第三子以降の子が入園する場合の保育料は、現行の認可保育園の基準通りの全額補助で、どの形態の保育園へ入所しても同基準となるようにすること。	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課	3	認可保育所の保育料は、多子減免等は現行と同水準で行うことを予定しています。
58	団体	これから整備する保育園には調理室があり栄養士を配置すること。	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育計画課	3	認可基準に従って整備していきます。
59	団体	兄弟が同じ保育園に入れるような基準を設けること。	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課	8	兄弟姉妹が別々の認可保育所に在園している場合は、調整指数として2点加点、兄弟姉妹同時申込の場合は、指数同位の優先としており、既に対応済みです。
60	個人	保育所における待機児童問題について 保育施設の拡充とともに保育者の確保が不可欠だと考える。仕事への復帰を希望する保育士の子どもの保育所への申込みは特別優先とされるべきである。保育士の復帰は保育環境の改善に直接つながり、他の待機児童を持つ家庭にも影響する重要なポイントである。 保育所の入所選考の基準に「仕事復帰を希望する保育士の子ども」が最優先で入所できる仕組みを盛り込むことを希望する。	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課	5	保育所に勤務する保育士が不足していることは認識しておりますが、待機児童が多く発生している現状では、特定の業種について優先利用を認めることは困難と考えています。保育士の子どもを優先させることが直ちに待機児童解消に結びつくのかどうかは、慎重な検討が必要です。
61	個人	発達相談ができる場所を状況ごとにわかりやすく各保育園に情報提供してほしい。	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課	3	区立認可保育園では全園で発達相談ができる体制を整えています。また、園長会を通して専門機関の情報提供を行っています。
62	個人	保育施設の給食は施設内の調理場で行うこと。外部搬入の場合は、搬入ルートが明確で安全確実な食事が提供されるよう設置基準を設けること。 (同意見 ほかに1件)	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課 保育計画課	3	保育施設の整備に当たっては、基本的に自園調理を求めます。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
63	個人	どんな保育でも有資格者で構成してほしい。	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課 保育計画課	4	認可基準に従って配置していきます。
64	団体	課題に次のことを追加すること。 「保育園は、園庭を整備する必要があります。(新設園、園庭のない既存園も含む)」	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課 保育計画課	3	賃貸物件を活用した整備の場合には、区内の土地利用の実態から敷地内の屋外遊戯場整備が難しくなっています。敷地内整備が想定できる国公有地を活用した整備に取り組むとともに、整備全般を通じて、認可基準を満たすものでなくとも、園児が活動できるスペースの敷地内確保等を含めて事業者と協議しています。
65	団体	施策の方向に次のことを追加すること。 「多様な保育園の建設を図るため、補助金制度の拡大を国と都に働きかけます。」	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課 保育計画課	3	補助制度の拡充については、国・東京都に対し要望しています。
66	団体	新規事業として、現在、園庭のない保育園について園庭を整備する事業を追加する。	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課 保育計画課	3	賃貸物件を活用した整備の場合には、区内の土地利用の実態から敷地内の屋外遊戯場整備が難しくなっています。敷地内整備が想定できる国公有地を活用した整備に取り組むとともに、整備全般を通じて、認可基準を満たすものでなくとも、園児が活動できるスペースの敷地内確保等を含めて事業者と協議しています。
67	個人	目黒区は保育園・学童クラブについても他の自治体に誇れる保育内容、職員配置基準等の保育の質があり、就学への連携となって子どもの育ちがながれていると思う。全国に向けてもモデル事業となるように、現在の保育内容、職員配置基準等の保育の質を可視化し、目黒の保育ガイドライン(ビジョン)として示してほしい。	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課	4	保育の質の可視化について調査研究します。
68	個人	子どもは主体的に興味関心を示す物事や遊び、体験の中で吸収する物事、学びが豊かな人間を作ると言われている。これを実践しているのが保育園である。保育園の保育を可視化し、目黒の保育を守ってほしい。	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課	4	保育園の保育の可視化について調査研究します。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
69	個人	目黒の保育園給食の質は高く、保護者の評価も高いと聞く。地元業者からの仕入れ、国産品の奨励、離乳食、アレルギー除去食の対応、食育について、そのノウハウ、人材は財産であり、何かこれを活かすことができないかと考える。	Ⅱ (4)	多様な保育の充実	保育課	3	離乳食講座の開催や保育園給食のレシピ本の発行など、保育園のノウハウを生かす取組を行っていますが、今後も更なる活用について検討していきます。
70	個人	学童保育クラブについて、新制度では6年生まで対象としているが、他自治体の例を見ても、高学年になると学童保育クラブ等には行かなくなる。6年生までの学童保育クラブを整備する必要があるのか。	Ⅱ (4) 2401 2404	放課後児童健全育成事業の推進 学童保育クラブ整備	子育て支援課	8	子ども子育て支援新制度は、地域の様々な実情を踏まえたものであり、対象学年の拡大が有効な対策の一つとなりうることもあると思われます。目黒区が実施している学童保育クラブについては、施設状況等を踏まえ、今後も小学校3年生までを対象児童としています。
71	団体	(事業番号2401について) 学童保育クラブは条例定員を超える施設が多数あり、不足している状態にある。計画目標に具体的な目標がないので、「民間事業実施者」任せではなく、区で明確な推進計画を立てるべきである。また、区が制定した「基準条例」は「おおむね40人」としているのに対し、当面の間おおむね60人として区が学童保育クラブを運営している点については早急に改善し、改善に向けた具体的道筋を示してほしい。	Ⅱ (4) 2401	放課後児童健全育成事業の推進	子育て支援課	4	学童保育クラブ数の不足が明確となった場合は、区が積極的に解消に向けて取組みを進めていくことに変わりはありません。整備に当たっては、保育需要の動向や区有施設見直し方針を踏まえながら検討していく必要があり、現状、具体的な整備計画を立てることは難しい状況です。支援の単位については、出席率、利用時間などの利用実態や児童数の推移等を見極めながら検討していきます。
72	個人	(事業番号2401について) 現況の欄にある「これは今後も～維持していく」を計画目標の欄で記述した上で「今後共働き～」以下を追記する。	Ⅱ (4) 2401	放課後児童健全育成事業の推進	子育て支援課	1	ご意見を踏まえて検討いたします。
73	団体	(事業番号2401について) 基本目標V 子どもが地域で育つ の項目に、【再掲】で掲載されているが、放課後児童健全育成事業と題してはいるものの、内容は児童館事業ではなく学童保育クラブ事業なので、個々の掲載から削除してほしい。	V (1) 2401	放課後児童健全育成事業の推進	子育て支援課	5	学童保育事業は、児童館事業の一つであり、放課後児童健全育成事業の一つの形態です。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
74	個人 団体	近年、待機児童対策として賃貸型認可保育所や認証保育所が整備され、園庭のない保育園が増加している。そのため近隣公園に園児が殺到し、住民から苦情が寄せられ、散歩等、園外活動に支障をきたしている。そこで、保育園を整備する際は、園庭用地の確保を考慮したり近隣公園の整備を検討するなど、保育環境の整備にも取り組んでいただきたい。 (同意見 ほかに11件)	Ⅱ (4) 2402 2406	地域型保育事業 整備 認可保育所整備	保育計画課	3	区内の土地利用の状況から、特に賃貸物件を活用した場合の保育園整備において敷地内に屋外遊戯場を設けることが困難な状況となっています。そこで、敷地内整備が想定できる国公有地を活用した整備に取り組み一方、整備全般を通じて、認可基準を満たすものでなくとも、園児が活動できるスペースの敷地内確保等については事業者と協議しています。
75	個人 団体	園庭のない保育園の公園利用等を地域の人に理解されなければ、保育園の整備を進めることは難しい。既存園についても対応してほしい。	Ⅱ (4) 2402 2406	地域型保育事業 整備 認可保育所整備	保育計画課	4	既存園を含めた園児の公園利用について地域から理解を得ることや近隣公園の整備については、関係部局等とも協議して対応を検討していきます。
76	個人	小規模保育施設について、認可保育園と比べて安全性や保育の質、保育者の勤務条件に格差がないようにする必要がある。	Ⅱ (4) 2402	地域型保育事業 整備	保育計画課	3	小規模保育施設についても安全性や保育の質が確保されるよう設備・運営についての条例を制定し、基準を設定しています。また、認可基準に係る事項については認可審査の中で事業者を指導していきます。
77	個人 団体	(事業番号2402について) 計画素案では子ども・子育て支援新制度で地域型保育事業として位置づけられている居宅訪問型保育の整備を計画していない。 目黒区に住むどんな家庭に対しても支援が可能なように居宅訪問型保育の事業計画を明記すべきである。そして、利用したい希望があれば利用できる環境を整備すべきである。 (同意見 ほかに4件)	Ⅱ (4) 2402	地域型保育事業 整備	保育計画課	1	居宅訪問型保育事業については、これまで同種の事業の実績がなく、事業者からの実施の意向もなかったことから個別の計画として掲げておりませんでした。新制度の趣旨を踏まえ、課題を整理し検討していきます。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
78	個人 団体	地域型保育事業は0歳から2歳の保育事業であり、3歳になるとまた保育園を探す必要があるが、そのようなことがないように、地域型保育施設の連携施設の確保など、3歳以降の保育について早急な検討が必要である。 また、連携内容などが不明のため、明確にしてほしい。 (同意見 ほかに5件)	Ⅱ (4) 2402	地域型保育事業 整備	保育計画課	3	連携施設の確保は、地域型保育事業を進めていく上で、大きな課題であると認識しています。 連携の受け皿の設定については制度上、5年間の経過措置が設けられていますが、事業者や関係機関と協議して早期の対応ができるよう取り組んでいきます。
79	団体	目黒のあらゆる保育園・保育施設で育つ子どもは、保育の質の高さや安全性において同質の対応を受ける権利がある。小規模保育所の新設に際しては、予期せぬ事故の対応等を含めて、区は施設運営のあり方を確立し、いざというときの危機管理指導について区が責任を持つ必要がある。	Ⅱ (4) 2402	地域型保育事業 整備	保育計画課	3	小規模保育事業等については条例により設備及び運営についての基準を定めています。この基準等に基づき認可し、運営についても指導していきます。
80	個人 団体	(事業番号2402について) 小規模保育施設は新規に募集しないこと。 ①緊急避難策として小規模保育所を整備する場合は、神戸市や文京区のように全施設A型で設置すること。 ②全施設A型でない場合は、全員有資格保育士を配置すること。 ③小規模保育施設での食事の提供は、外部搬入でなく自園給食にすること。 ④防災・安全上、2階以下の施設にし、避難経路は2か所設置すること。 ⑤屋外遊戯場を敷地内でなく近隣に求めることができるが、その場合は、代替施設(公園)が機能するよう区が責任を持つこと。 (同意見 ほかに5件)	Ⅱ (4) 2402	地域型保育事業 整備	保育計画課	5	小規模保育所については、区内の待機児童に特に0歳から2歳までの児童が多いことから、一定数の整備をする必要があるものと認識しております。 小規模保育については、制度上、すべてをA型とし、B型の類型自体を設けないことはできないこととなっています。その上で区としては、可能な限りA型での認可の検討やB型の場合でも公定価格上「保育士比率向上加算」が設けられていることを踏まえ、比率を向上させるよう事業者との協議を進めていきます。 給食は自園調理が原則であり、2方向避難は条例に定めています。その他の要件についても条例の基準により認可していきます。 なお、公園利用については、保育事業者の利用実態を事前に確認し、運営に支障のないよう対応を求めています。
81	個人	新設される認可園や小規模園が防災の基準に合うものを保障してほしいと考える。	Ⅱ (4) 2402 2406	地域型保育事業 整備 認可保育所整備	保育計画課	3	認可の基準には非常災害対策についても定めており、児童の安全の確保を第一として適切に指導していきます。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
82	団体	(事業番号2403について) 幼稚園教育とはどのような内容を指しているのか。幼稚園で長時間保育が可能であるとは考えられず、基本的には保育園の拡充を基本に据えるべきである。	Ⅱ (4) 2403	区立こども園の中・長時間保育	学校運営課	5	こども園では、保育士資格のある職員を配置して3歳から5歳児までの中・長時間保育を実施しております。今後も教育時間・保育時間を通して教育・保育の質の確保を図ってまいります。
83	団体	(事業番号2403について) 事業概要の「働きながら幼稚園教育を受けさせたいといった多様化する保護者のニーズに対応するため」は削除するべきである。保育園でも就学前教育は行われており、こういったニーズが高いかのような表現はすべきではない。認定こども園は保育上問題を生ずるおそれがあることから、増設及び移行には反対である。	Ⅱ (4) 2403	区立こども園の中・長時間保育	学校運営課	4	こども園では、保育士資格のある職員を配置して3歳から5歳児までの中・長時間保育を実施しております。今後も教育時間・保育時間を通して教育・保育の質の確保を図ってまいります。
84	個人	公設公営の学童保育クラブを増やしてほしい。 (同意見 ほかに1件)	Ⅱ (4) 2404	学童保育クラブ整備	子育て支援課	5	学童保育クラブの整備については、年度によって利用状況に偏在化が見られる中、保育需要や区有施設見直し方針を踏まえながら検討する必要があります。一方で、目黒区では、厳しい財政状況の下、行革計画に基づき、学童保育クラブの委託化計画を進めています。そのような状況の中、公設公営による学童保育クラブの増設は難しい状況にあると認識しています。
85	個人	目黒区行革計画改定素案では「児童館、学童保育クラブの委託化」が項目に挙げられているが、子ども総合計画改定素案には掲載されていない。計画されているのであれば掲載すべきである。	Ⅱ (4) 2404	学童保育クラブ整備	子育て支援課	5	子ども総合計画は、今後区が進めていく事業計画を定めるもので、委託化となった施設も含まれます。一方で、委託化計画は運営方法に着目した計画です。子ども総合計画と委託化計画とは性質が異なる計画であると認識しています。子ども総合計画と委託化計画とは性質が異なる計画であると認識しています。
			V (1) 5102	児童館の整備	子育て支援課		

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
86	個人	学童保育クラブについて、全児童対策を進めるのではなく、指導員が子ども一人ひとりと向き合い、健全な成長を導いてくれる現在の形態を変えることなく、将来へ継続してほしい。 学童保育クラブは働く親(納税者)にとって、頼みの綱であり、子どもにとっては安全なもう一つの家である。目黒区の宝を手放すことの無いようお願いしたい。	Ⅱ (4) 2404	学童保育クラブ整備	子育て支援課	2	目黒区は、26所で学童保育クラブ事業を実施しており、今後も継続していきます。
87	個人	学童保育クラブの延長保育をすること。 (同意見 ほかに1件)	Ⅱ (4) 2404	学童保育クラブ整備	子育て支援課	4	学童保育クラブの保育時間につきましては、要望等を踏まえ、25年度から一日保育における朝の開所時間、夕方の終了時間を各15分間拡大しました。一層の保育時間の延長につきましては、要望状況、実施体制や委託化の動向等を踏まえ、慎重に検討していく必要があると認識しています。
88	団体	(事業番号2404について) 子ども総合計画には「学童保育クラブの整備」が掲載されているが、実施計画には計画化されていないので整合性を図るべきである。また具体的な整備計画を掲載してほしい(特に入所需要の増加が予想される西部、東部、中央地区など)。	Ⅱ (4) 2404	学童保育クラブ整備	子育て支援課	5	学童保育クラブ整備については、年度によって偏在化が見られる中、保育需要の動向や区有施設見直し方針を踏まえながら検討していく必要があります。そのため、具体的な整備計画を立てることは難しい状況です。このような状況を踏まえ、実施計画では学童保育クラブの整備は計画されていません。一方で、「事業番号5102」では方向性のみを計画目標としており、具体的な整備計画につて定める実施計画との整合性は図られていると認識しています。
89	個人	学童保育クラブについて、利用者数は定員一杯で、学童保育クラブのスペース確保のために児童館の乳幼児室を時間限定で学童利用としており、児童館を利用する乳幼児親子の不利益となっている。 下目黒5丁目地域は世帯数も増加しており、希望者全員が学童保育クラブを利用できるのか、保育の質が保てるのか不安である。中学校の統合により空く四中学校舎や跡地を学童保育クラブや保育園として利用すること及び、この地域での子どもを育てる環境、保育園、学童保育園の整備を望む。 高齢化社会を考えて中目黒保育園のように、老人施設と学童、保育園を同施設内で整備することを検討してもよいのではないかと。	Ⅱ (4) 2404	学童保育クラブ整備	子育て支援課 (保育課)	8	学童保育クラブ数の不足が明確となった場合は、区が積極的に解消に向けて取組みを進めていくことに変わりはありません。整備に当たっては、保育需要の動向や区有施設見直し方針を踏まえながら検討していく必要があり、現状、具体的な整備計画を立てることは難しい状況です。 四中跡施設の今後の活用については、区有施設見直し方針に則り、区全体の事務事業推進を踏まえ検討していく必要があります。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
90	個人	学童保育クラブとランドセル来館は質の異なる事業であり、ランドセル来館が学童保育クラブの補完になるという発想はやめてほしい。	Ⅱ (4) 2404	学童保育クラブ整備	子育て支援課	8	学童保育クラブ事業は生活の場であり保育を行っています。ランドセル来館事業は、放課後児童の居場所の確保を目的としています。両事業の目的は異なり、放課後児童の健全育成を進めていくための両輪として位置付けられている事業です。学童保育クラブ事業の利用要件に満たない方がランドセル来館事業を利用する状況はありますが、ランドセル来館事業を学童保育クラブ事業の補完事業として認識しているものではありません。
91	個人	(事業番号2404について) 子どもの成長発達に寄与する安心安全な放課後生活を保護者が働いていても確保できることが必要。また保育園の設置計画を進めた結果、学童保育クラブの需要が今後も増加することは明らかで、受け入れ数オーバーが毎年のように発生していることから具体的な整備計画が必要である(偏在化だけでは説明できない。)	Ⅱ (4) 2404	学童保育クラブ整備	子育て支援課	3	学童保育クラブ整備については、年度によって偏在化が見られる中、保育需要の動向や区有施設見直し方針を踏まえながら検討していく必要があります。そのため、具体的な整備計画を立てることは難しい状況です。今後、状況に応じて整備計画を検討していきます。
92	団体	(事業番号2404について) ①計画目標に、より具体的な整備計画を掲載すること ②同時に、「実施計画素案」にも具体的な整備計画を掲げること	Ⅱ (4) 2404	学童保育クラブ整備	子育て支援課	5	学童保育クラブ整備については、年度によって偏在化が見られる中、保育需要の動向や区有施設見直し方針を踏まえながら検討していく必要があります。そのため、具体的な整備計画を立てることは難しい状況です。
93	団体	(事業番号2404について) 計画目標からランドセルひろば・子ども教室の項目を削除すること	Ⅱ (4) 2404	学童保育クラブ整備	子育て支援課	1	「ランドセルひろば・子ども教室の項目を削除」につきましては、分かりやすい整理を検討します。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
94	団体	(事業番号2404について) 学童保育クラブは受入れ可能数を下回っているという区の認識だが、これは暫定定員に対してであり、条例定員に対しては不足している。保育の質を考えれば条例定員に戻ることが本来であり、そのためにも学童保育の増設を行うべきだ。 事業概要を次のとおり修正すること ①適正配置→増設 ②その解消のための対策→その解消のための増設等の対策	Ⅱ (4) 2404	学童保育クラブ整備	子育て支援課	5	受入れ可能数については、出席率や一日の利用時間など、学童保育クラブの利用状況を踏まえた上で、国の基準に基づく児童一人当たり1.65㎡を確保できる人数を算定し、設定したものです。一方で、学童保育クラブの利用状況については、年度によって偏在化が見られ、保育需要の動向や区有施設見直し方針を踏まえながら適正配置について検討していきます。
95	個人	ファミリー・サポート・センターについて、サービスが縮小されて使えなくなっている。利用者のニーズと合致していない。 (同意見 ほかに1件)	Ⅱ (4) 2405	ファミリー・サポート・センターの充実	子ども家庭課	3	協会会員の拡大や手続きの簡素化等、ファミリー・サポート・センターの運営の改善に向けて取り組みます。
96	個人	保育所整備計画について、もっと高い目標を立ててほしい。	Ⅱ (4) 2406	認可保育所整備	保育計画課	2	保育所整備計画については、新制度に当たっての国の考え方に従って算出した潜在的な保育ニーズに対応するものとして策定しています。
97	個人	どれだけの待機児がいて、いつ保育園に入れるのが保護者は知りたい。妊娠届出数等から保育園を必要とする人数が算出できるのではないか。	Ⅱ (4) 2406	認可保育所整備	保育計画課	2	本計画における供給計画は、新制度に当たっての国の考え方に従って、潜在的なニーズを調査した上で算定した保育需要に基づいたものです。
98	個人 団体	株式会社の認可保育園が増えると倒産や廃業のリスクがある。保護者や子どもが安心して保育を受けられるよう、このような場合でも区が保育を保障するという文言を計画に入れるべきである。 (同意見 ほかに2件)	Ⅱ (4) 2406	認可保育所整備	保育計画課	3	保育事業者が事業を廃止・休止等する場合には、制度上、認可庁の承認を得る必要があり、またその際の引継ぎ等についても規定が設けられていますが、区としては、事業者がそのような事態になることのないよう指導していくことが大切であると考えています。
99	個人	3階以上に保育園を作らないでほしい。 (同意見 ほかに1件)	Ⅱ (4) 2406	認可保育所整備	保育計画課	3	本区の公募による認可保育所の設置条件については、1・2階の設置を原則とし、3階以上に保育室を設ける場合には専用通路を必要とし、4階以上に設けることはできないこととなっています。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
100	個人	認可保育園がたりない。増設が必要 (同意見 ほかに23件)	Ⅱ (4) 2406	認可保育所整備	保育計画課	2	現在、多くの待機児童が生じていることは認識しております。保育所の整備計画については、27年度5園、28年度4園と新計画に基づき認可保育所だけで5年間で14園の整備に取り組んでいきます。
101	個人 団体	公設公営で保育の質が高い保育園をなくさず増やしてほしい。 (同意見 ほかに29件)	Ⅱ (4) 2406 2408	認可保育所整備 認可保育所整備 (区立保育園の 民営化)	保育計画課	5	保育園の民営化については「区立保育園の民営化に関する計画」に従い取り組んでいきます。
102	個人	27年度私立認可保育所整備数が3か所となっているが、実施計画改定素案では1か所となっている。どちらが正しいのか。	Ⅱ (4) 2406	認可保育所整備	保育計画課	8	現行の実施計画(25-29)では、27年度の私立認可保育所の整備の予定数は1園でしたが、その後、待機児童数の推移等を踏まえ2園を追加し、3園の整備に取り組んでいます。
103	個人 団体	(事業番号2406について) 民間事業者の募集に当たっては、不良事業者を排除する手段を講じ、区の選定責任を明確にすること。 ・企業参入はさせず、質を確保するために社会福祉法人での運営にする。 ・ただし、企業がどうしても参入する場合は、給付金の用途制限や株主配当を認めることなく規制を行うこと。そして、経理状況はしっかりと公表させることも必要。 ・職員の離職率を公表させ、その改善策を明確に提示させること。 (同意見 ほかに2件)	Ⅱ (4) 2406	認可保育所整備	保育計画課	5	保育事業者については、多様な運営主体の中から、より質の高い事業者を選定していきます。 また、事業者情報の公表については、27年4月から開始される「子ども・子育て支援全国総合システム」の中で対応が取られていくものと認識しています。
104	個人	保育はすべて認可保育園で行うこと。 区には児童福祉法第24条第1項に基づき保育を行う責任がある。	Ⅱ (4) 2406	認可保育所整備	保育計画課	5	新制度においては、多様な保育の提供が求められており、地域型保育事業を含めてニーズにあった保育の提供に努めていきます。
105	団体	(事業番号2406について) 計画目標の公設公営については、19か所に修正する。	Ⅱ (4) 2406	認可保育所整備	保育計画課	5	保育園の民営化については「区立保育園の民営化に関する計画」により取り組んでいきます。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
106	個人	昨今、区の中で中学校が統廃合され、それまで使われた敷地建物等の利用、公有地の使用を依頼していくなど、待機児童対策に利用させてもらえないのかと考える。	Ⅱ (4) 2406	認可保育所整備	保育計画課	3	公有地については、28年度の開設に向けて1か所で整備の取組が進んでいます。公有地の活用については全庁的な検討の中で整備が可能な場合には積極的に取り組んでいきます。
107	個人 団体	(事業番号2407について) 認証事業所の移行計画を明確にし、事業計画に盛り込んでほしい。 今ある認証保育所は、ほとんど認可保育所への移行を希望していると聞く。認証保育所の子どもたちの保育の質を守るために、今後の認証保育所に対する具体的な支援策を示し、将来展望を明らかにすること。 (同意見 ほかに4件)	Ⅱ (4) 2407	認証保育所支援	保育課 保育計画課	3	認可保育所への移行を希望する事業者に対して、コンサルタント派遣も含め事業計画作成の援助を検討します。
108	団体	認証保育所に通う保護者への助成や支援を充実させれば、保護者のニーズにあった園として認証保育所を選ぶ人がいる。	Ⅱ (4) 2407	認証保育所支援	保育課	5	認証保育所保育料助成制度は認可保育所に入園を希望しても入園できなかった者に対する助成制度です。制度を拡充することは難しいと考えています。
109	個人 団体	保育に営利目的の企業は参入させないでほしい。 (同意見 ほかに20件)	Ⅱ (4) 2408	認可保育所整備 (区立保育園の 民営化)	保育計画課	5	保育事業者については、多様な運営主体の中から、より質の高い事業者を選定していきます。
110	個人 団体	経費削減等のために、これ以上の公立保育園の民営化はしないこと。 (同意見 ほかに8件)	Ⅱ (4) 2408	認可保育所整備 (区立保育園の 民営化)	保育計画課	5	拡大する保育需要に対応するためには、財源の確保も大きな課題です。昨年度策定した「区立保育園の民営化に関する計画」により取り組んでいきます。
111	個人 団体	障害児や虐待等の家庭背景を抱える子どもを受け皿となる公設公営の認可保育園をなくさないでほしい。 (同意見 ほかに2件)	Ⅱ (4) 2408	認可保育所整備 (区立保育園の 民営化)	保育計画課	8	民営化後においても障害児保育に対応できる事業者を選定していきます。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
112	個人	保護者が希望する園庭のある認可保育園を増設すること。 (同意見 ほかに1件)	Ⅱ (4) 2408	認可保育所整備 (区立保育園の 民営化)	保育計画課	3	賃貸物件を活用した整備の場合には、区内の土地利用の実態から敷地内の屋外遊戯場整備が難しくなっています。敷地内整備が想定できる国公有地を活用した整備に取り組むとともに、整備全般を通じて、認可基準を満たすものでなくとも、園児が活動できるスペースの敷地内確保等を含めて事業者と協議しています。
113	個人	保育園の民営化について子どもにとっての利点がわからない。大人だけの都合で行うべきではない。保育の質は守ってほしい。 (同意見 ほかに1件)	Ⅱ (4) 2408	認可保育所整備 (区立保育園の 民営化)	保育計画課	3	民営化後においても保育の質を確保できる事業者を選定してまいります。
114	個人 団体	公立保育園の民設民営化計画は撤回すること。 公立園も私立園では施設、職員、危険補償等の基盤がまったく異なる。安心・安全なのは公立保育園であり、私立保育園で待機児童対策を行うことは保育の質・水準の低下である。 (同意見 ほかに1件)	Ⅱ (4) 2408	認可保育所整備 (区立保育園の 民営化)	保育計画課	5	拡大する保育需要に対応するためには、財源の確保も大きな課題であり、「区立保育園の民営化に関する計画」により取り組んでいく必要があります。その上で、民営化後においても保育の質を確保できる事業者を選定していきます。
115	個人	委託する園については、保育士の大量退職や倒産の場合の罰則規定や契約解除を明文化することにより、保育の質を維持するべきである。	Ⅱ (4) 2408	認可保育所整備 (区立保育園の 民営化)	保育計画課	3	事業者の選定の際には法人の人材育成の取組を評価し、その後も指導・助言することにより保育の質の確保を促していきます。
116	団体	(事業番号2408について) 現在の区立保育園を民間に全て投げ出すことは、保育行政を区が放棄することと同じである。区立小学校を私立の小学校にして区が学校教育をやめるのと同じだ。	Ⅱ (4) 2408	認可保育所整備 (区立保育園の 民営化)	保育計画課	5	保育園の民営化については「区立保育園の民営化に関する計画」により取り組んでいきます。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
117	団体	利用者の視点に立ってサービスの拡張に努めること。 ・多様化する就労形態に対応し、休日保育、夜間保育を整備し、また病児保育、病後児保育のサービスを拡充すること。 ・延長保育のスポット利用ができるようにすること。 ・通常開所時間の終了時刻を現行の18時15分より15分延長し、また延長保育の開始時間を18時30分からとして、多様化した就労状況に柔軟な対応が出来るようにすること。 (同意見 ほかに1件)	Ⅱ (4) 2409 2411 2412 2413	延長保育 病後児保育 病児保育 休日保育	保育課	4	待機児童の状況を踏まえて休日保育、夜間保育、病児保育については実施の可能性も含めて検討します。病後児保育については1地区1か所計5箇所の開設を計画しています。 延長保育のスポット利用については実施を検討します。 公立保育園の開所時間、延長保育の開始時間の変更は現在のところ検討していません。
118	個人	延長保育は公立保育園が行うべきである。本来なら率先してやるべきではないか。	Ⅱ (4) 2409	延長保育	保育課	2	既存の認可保育園では延長保育を実施しています。保育所数の拡大に伴い拡大します。
119	団体	(事業番号2409について) 保育を受ける子どもが長時間での保育でも心身に負担なく過ごせる環境が保障されるよう、必要な人員や予算をつけるようにすること。	Ⅱ (4) 2409	延長保育	保育課	4	職員の配置や予算配分は児童の数を基準にしています。
120	個人	(事業番号2410について) 休日の一時預かりを検討してほしい。	Ⅱ (4) 2410	一時保育(一時預かり事業)	保育課	4	休日保育の実施の可能性と合わせて検討します。
121	個人	(事業番号2410について) ①障害のある子どもの療育を受ける権利を確実にするため、緊急一時保育の要件に「障害のある家庭の療育に通うための兄弟児の保育受入れや、兄弟児に関わる行事のための障害のある子どもの保育」を加える。 ②一時保育の事業として障がいのある子どもの保育も実施する。(障がいを理由に拒否しない)	Ⅱ (4) 2410	一時保育(一時預かり事業)	保育課	4	保育園の職員体制上、現状では緊急一時保育での障害児の受け入れは厳しい状況ですが、引き続き要件拡大の可能性について検討を行います。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
122	個人	(事業番号2410一時保育について) 一時保育については、28年度以降、毎年1施設・定員4名増していく計画である。保護者のリフレッシュのための一時保育は、増えることが見込まれる。【2413】休日保育 【2415】年末保育 【3202】子育て相談などと合わせ、対応できるように「子ども総合支援センター」等の拠点事業を計画してはどうか。	Ⅱ (4) 2410 2413 2415 3202	一時保育(一時預かり事業) 休日保育 年末保育 子育て相談・子育て相談	子育て支援課 子ども家庭課 保育課	4	待機児童の状況を踏まえ拠点事業の可能性を検討します。
123	団体	(事業番号2410・2413・2415について) ニーズ調査の結果を踏まえた計画か疑問である。3事業とも一時的な保育なので、拠点方式で子育て支援センターのような施設があるとよい。	Ⅱ (4) 2410 2413 2415	一時保育(一時預かり事業) 休日保育 年末保育	保育課	4	待機児童の状況を踏まえ可能性を検討します。
124	個人	病後児保育について土日でもできるようにしてほしい。	Ⅱ (4) 2411	病後児保育	保育課	4	現在の病後児保育は医療機関の休診日は実施できません。今後開設する施設については検討します。
125	個人 団体	(事業番号2411について) 働く保護者にとって、子が病気ของときは切実である。保護者への周知を図って利用率を上げるとともに予算を増やして施設数を増やしてほしい。 (同意見 ほかに1件)	Ⅱ (4) 2411	病後児保育	保育課	2	今後も保護者への周知に努め、1地区1か所計5箇所 の開設を目指します。
126	個人	病児保育・休日保育はこれまでも計画されていたが未実施である。利用希望の家庭は増えており、早急に具体化すべきである。	Ⅱ (4) 2412 2413	病児保育 休日保育	保育課	4	待機児童の状況を踏まえて病児保育、休日保育の実施の可能性について検討します。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
127	個人	(事業番号2413について) 平成25年度までの事業総括では、評価が1で課題の検討を行ったとなっている。今後の具体的な実施計画を記載する必要があるのではないか。	Ⅱ (4) 2413	休日保育	保育課	4	待機児童の状況を踏まえて休日保育の実施の可能性について検討します。
128	個人	休日保育について充実してほしい。	Ⅱ (4) 2413	休日保育	保育課	4	待機児童の状況を踏まえて休日保育の実施の可能性について検討します。
129	団体	(事業番号2414について) 子どもが心身ともに健やかに育つように保育されるために家庭福祉員に対して、予算をつけて研修を行ったり、複数体制の保障、休暇の保障など処遇の改善を行うこと。	Ⅱ (4) 2414	家庭福祉員制度	保育課	3	家庭福祉員に補助者雇上げの補助金を増額する等複数保育ができる環境を整備します。研修については、東京都で実施する研修の受講を促すことを継続して行っています。研修参加時や休暇取得時は緊急一時保育を利用できることを保護者に案内しています。
130	個人	出産前後、出産後、不妊治療なども含めて支援を整えてほしい。 (同意見 ほかに1件)	Ⅲ (1)	安心して出産できる環境の支援	保健予防課 碑文谷保健センター	4	妊娠届時の母子健康手帳の交付の機会を活用して、各種教室を紹介をしたり、訪問や電話による相談支援を行っています。出産後は、すべての新生児を対象に保健師または助産婦が家庭訪問を行い、母親の不安軽減を図っています。今後も引き続き、妊娠、出産、子育てについて、関係機関と連携し、切れ目のない支援体制を整えていきます。また、不妊治療については、東京都の助成制度の普及啓発や相談支援の充実に努めていきます。
131	個人	産前・産後ヘルパーについて利用しにくい。利用しやすいサービスを工夫できないか。	Ⅲ (1) 3103	産前・産後支援ヘルパー派遣事業	子ども家庭課	3	利用者の声をお聴きし、サービスの向上に努めていきます。
132	団体	(事業番号3201について) 現状では障害のある児童の受入れはほとんどしていないと思われる。障害のある子どもも対象としてほしい。	Ⅲ (2) 3201	子育て短期支援事業(ショートステイ)	子ども家庭課	3	障害のある子どものショートステイについては、障害の程度や必要なケアについて丁寧に聞き取りを行いながら、児童福祉施設や障害者支援施設で対応しています。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
133	団体	(事業番号3203・1107・5104等について) 母親支援・相談機関が様々な課で設置されていてもその情報が真に必要な孤立した家庭には届いていないため、限られた場所での告知ではなく、必ず家庭に届く情報提供を検討してほしい。	Ⅲ (2) 3203	子育て情報の提供	子ども家庭課	3	子育てに関する情報は、めぐろ区報や区のホームページを中心にお知らせしています。また、必要な情報は、学校・幼稚園・こども園・保育園等を通じてお知らせします。区内施設で配布する子育て情報誌「めぐろ子育てホッとブック」やポータルサイト「めぐろ子ども子育てネット」なども活用して情報発信していきます。
			V (2) 5104	児童館における中高生の居場所の拡大	子育て支援課		
134	団体	(事業番号3203・1107・5104等について) 母親支援・相談機関が様々な課で設置されていてもその情報が真に必要な孤立した家庭には届いていないため、限られた場所での告知ではなく、必ず家庭に届く情報提供を検討してほしい。 (No.133と同じ)	I (1) 1107	長期欠席児童・生徒への学習支援	めぐろ学校サポートセンター	2	めぐろ学校サポートセンターで実施している事業内容については、主に学校から家庭への周知をお願いしているところですが、引き続き積極的な周知に努めていきます。
135	団体	(事業番号3203について) ホッとブックに障害児の情報も必要不可欠である。	Ⅲ (2) 3203	子育て情報の提供	子ども家庭課	3	改訂時に、障害児の相談窓口等の情報を掲載します。
136	個人	(事業番号3204について) 学童保育の保育終了時間になっても保護者が仕事の関係で帰宅できない場合に食事提供もできるサービスとして、この事業が必要ではないか。	Ⅲ (2) 3204	トワイライト事業の検討	子ども家庭課	2	夕方から夜間にかけて子どもを預かるトワイライト事業については、導入の可否も含めて検討を行います。
137	個人	(事業番号3212について) 養育困難ではなくても、子育てに問題を抱える家庭が増えている。特に子ども自身に問題を抱えているいわゆる「気になる子」のケースが多い。その際、学童、保育園、幼稚園の職員の知識だけでは対応できないケースが増えている。しかしカウンセラーが不足してニーズに対応できていないので事業の拡充をしてほしい。	Ⅲ (2) 3212	子育てスーパーバイザー派遣事業	子ども家庭課	4	子育てスーパーバイザーの派遣のあり方については、今後検討を行います。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
138	個人	(事業番号3212について) 私立保育園への派遣は是非具体化してほしい。月1回など定期的に経過がわかるような派遣が必要である。	Ⅲ (2) 3212	子育てスーパーバイザー派遣事業	子ども家庭課	4	子育てスーパーバイザーの派遣のあり方については、今後検討を行います。
139	個人	ひとり親家庭をはじめ、保護者の病気(アルコール依存や精神障害を含む)等の家庭に対して、チームを組んだ援助を行う必要がある。	Ⅲ (3)	特に配慮が必要な家庭への支援	子ども家庭課	3	支援が必要な家庭に対して、要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、関係機関が協力・連携して対応に当たります。
140	個人	アレルギーや慢性疾患のある子どもの対応についての事業が掲載されていない。	Ⅲ (3)	特に配慮が必要な家庭への支援	学校運営課	8	学校における児童・生徒に対する教育の一環として、必要な対応を行っています。
141	個人	ひとり親家庭への待遇が年々悪くなってきている。元に戻すという方向性があるのか。	Ⅲ (3)	特に配慮が必要な家庭への支援	子ども家庭課	4	東京都が策定する「第3期東京都ひとり親家庭自立支援計画(平成27～31年度)」を踏まえ、より利用しやすいサービスについて検討を行います。
142	個人	子どもの貧困対策について、就学支援対象家庭や、給食費滞納家庭等の状況を把握し、高等学校以上の教育につながるよう、情報提供を行うとともに支援をする必要がある。	Ⅲ (3) 3302	子どもの貧困対策の推進	子育て支援課	2	子どもの貧困対策として取り組むべき課題は広範囲であり、今後、国や都のこの課題への具体的な事業の枠組みが示されると想定しています。国や都の動向を見ながら、ご意見を踏まえ、区としての取組内容を検討していきます。
143	個人	子どもの貧困対策について、保護者の経済状態によって子どもの処遇に差がでないように、どの子どもも同じ保育や教育が受けられるようにしてほしい。	Ⅲ (3) 3302	子どもの貧困対策の推進	子育て支援課	2	子どもの貧困対策として取り組むべき課題は広範囲であり、今後、国や都のこの課題への具体的な事業の枠組みが示されると想定しています。国や都の動向を見ながら、ご意見を踏まえ、区としての取組内容を検討していきます。
144	個人	母子生活支援施設のニーズが少なくなり、1施設に統合したとのことだが、家庭で子どもの養育が困難となり、母子分離したとの話を聞くことがある。虐待等の悲惨な事件が後を絶たない現状からは、ニーズが少なくなったのではなく潜在化していると思われる。支援を必要としている母子を早期発見し、母子生活支援施設等の支援に繋げるよう取り組んでいただきたい。	Ⅲ (3) 3308	母子生活支援施設	子ども家庭課	3	関係機関と連携し、支援の必要な母子の早期発見に努めます。また、相談があった場合には、母子の状況を丁寧に確認し、母子生活支援施設の入所を含めた適切な支援につなげます。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
145	個人	保育園においても外国人の家庭が増え、コミュニケーションに配慮が必要になってきている。そのような状況で子育て支援、保護者支援を進めていくためには、通訳や翻訳等が不可欠である。この事業を(私立)保育園にも拡充していただきたい。 (同意見 ほか1件)	Ⅲ (3) 3311	区立幼稚園・こども園、小・中学校への通訳派遣・翻訳等の実施	保育課 学校運営課	4	関係機関等と協議します。
146	個人	情報提供だけでなく、ワーク・ライフ・バランスに積極的に取り組んでいる区内事業者を表彰するなど、事業者側にもっと働きかける事業を検討していただきたい。	Ⅲ (4) 3401	区民、事業者への情報提供	人権政策課	1	ワーク・ライフ・バランスの取組の促進のため、区民、事業者への情報提供に加え、ワーク・ライフ・バランスに取り組んでいる区内事業者の表彰や啓発講座等も行っています。今後も区民、事業者にワーク・ライフ・バランスの取組促進のための働きかけを行ってまいります。
147	個人	(事業番号4108について) 事業概要の最後に次のことをいれてほしい。 「学校図書資料の充実や学校図書館ボランティアの一層の活用を図るとともに、専属の司書を全校に配置する。」	Ⅳ (1) 4108	読書活動の推進	教育指導課	5	学校図書館に司書を配置する予定はありませんが、学校図書館支援員を活用し、学校図書館ボランティアの一層の協力を得ながら、読書活動の充実を図ってまいります。
148	個人	(事業番号4109について) 事業概要に次のことを追加してほしい。 「放課後のみならず、授業についていけない生徒の学習支援を実施する。授業時間内に別室にて少人数もしくは個別指導を行い、基礎基本を定着させ、早く通常授業を理解できるレベルにする。このために教員資格を有する学習支援員を増員し、必要な学校に配置する。」	Ⅳ (1) 4109	放課後学習等の支援(学習指導員の配置)	教育指導課	3	各学校において授業の工夫改善の一環として、既に都の加配教員等を活用した少人数指導や区独自の学習指導員を活用したティームティーチングなどに取り組んできているところです(事業番号4104)。授業時間内における別室での個別指導の実施については想定しておりませんが、基礎基本の定着に向けては、今後も授業の工夫改善に取り組んでまいります。
149	個人	計画には保育園での教育が明記されていない。課題に「私立幼稚園や保育園を含めた、区に就学前施設全体における幼児教育の振興を図る必要がある」と記述されているのだから、具体的な事業を加え、保育園で行う幼児教育を明記する必要がある。 (同意見 ほか6件)	Ⅳ (3)	幼児教育の振興	保育課	3	保育園における保育は「養護と教育」が一体となったものであり、従来から保育園においても遊びや生活の中での教育は行っているところですが、その取組が十分に周知されていない実態がありますので、今後の事業実施の中で積極的なアピールに努めてまいります。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
150	個人	計画には情報提供や運営に対する支援はあるが、具体的な幼児教育の振興策が幼児と児童の交流活動のみでは内容不足ではないか。区の幼児教育を充実させるにはどのような施策があるか具体的な事業を検討し、入れるべきである。	IV (3) 4307	幼児と児童の交流活動	保育課 教育指導課 めぐろ学校サポートセンター	3	幼稚園及び各こども園においては、三年に1回、教育指導課訪問として、幼稚園・こども園の教員と教育委員会指導主事とで教育内容について協議会を実施しています。そのほか折に触れて訪問し、指導・助言を行うなどして教員の指導力の向上に努めているところです。また、二月に1回は園長会を行い、園での実践や課題等について園長同士及び教育委員会で情報共有を行い、指導・助言に努めています。 めぐろ学校サポートセンターでは、公立及び私立の保育園・幼稚園など就学前施設の教職員も対象とした就学前教育研修会を実施し、幼児教育の充実に向けて取り組んでいます。
151	団体	(事業番号5101について) 放課後の居場所の「放課後子ども教室」などと生活の場である「学童保育クラブ」は別であり、安易な一体化や連携に向けた検討ではなく、子どもや保護者にとって必要な整備と事業の充実を検討してほしい。	V (1) 5101	放課後子ども総合プランの推進	子育て支援課	4	学校内学童保育クラブと放課後子ども教室との「一体型」とは、学童保育クラブと放課後子ども教室の運営方法についてこれまでどおりそれぞれ堅持しながら、実情に応じ学童保育クラブ職員と放課後子ども教室従事者が連携して、全ての児童が参加できる活動プログラムを企画、実施していく取り組みです。学童保育クラブの整備や事業の充実については、これまでと同様に状況に応じて検討していきます。
152	団体	(事業番号5101について) 全ての就学児童が放課後を安全・安心に過ごせる居場所の整備を進める事は重要な課題である。具体的な方策として学校施設の活用も必要なことだと認識しているが、この項目に記載されているように放課後子ども教室と放課後児童クラブの一体的運営や連携は、目黒区の目指す方向と異なっている。安易な一体化や連携にむけた検討ではなく、計画目標には教育委員会と子育て支援部が「子どもたちや保護者にとって必要なそれぞれに求められる役割とそれに見合った充実整備についての検討を進めていく。」とする。	V (1) 5101	放課後子ども総合プランの推進	子育て支援課	4	学校内学童保育クラブと放課後子ども教室との「一体型」とは、学童保育クラブとランドセルひろばの運営方法についてこれまでどおりそれぞれ堅持しながら、実情に応じた頻度で、学童保育クラブ職員と放課後子ども教室従事者が連携して、全ての児童が参加できる活動プログラムを企画、実施していく取り組みです。現在、実施している学童保育クラブの運営内容に変わりはありません。
153	団体	(事業番号5102について) 児童館未整備の地域においては、児童館が提供している子育て支援活動や子どもの放課後の居場所が地域的に偏在しており、是正すべきである。実施計画改定での計画化と具体的な整備計画を提案すべきである。	V (1) 5102	児童館の整備	子育て支援課	4	児童館整備については、地域の児童館需要や学童保育クラブ需要の実態に合わせて適正に配置していく必要があります。一方で、区有施設見直し検討を進めている中、現時点で具体的な整備計画を立てることは難しいと認識しています。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
154	個人	(事業番号5102について) 「学童保育に入れない児童の受け皿や長期休暇の子どもの居場所として、不足している地域に早急に整備を進めていく。その整備が完了するまでは出張児童館、異動児童館、出張講座等の児童館サービス提供を継続していく」とする。	V (1) 5102	児童館の整備	子育て支援課	1	ご意見を踏まえて検討いたします。
155	団体	(事業番号5102について) 今後5年間に児童館が1つでも建設できるように整備計画を記載し、同様に、実施計画素案にも反映すること。	V (1) 5102	児童館の整備	子育て支援課	4	児童館整備については、地域の児童館需要や学童保育クラブ需要の実態に合わせて適正に配置していく必要があります。一方で、区有施設見直し検討を進めている中、現時点で具体的な整備計画を立てることは難しいと認識しています。
156	団体	(事業番号5103について) 計画目標に障害のある児童のランドセル来館事業に触れた内容の記載があるが、これは事業番号2308にも記載されているが、若干内容の誤差を感じる。「利用ガイドの作成」(2308)にあたって「保護者と連携して利用方法を考えていく」(5103)ということか。明確に表記する必要がある。	V (1) 5103	ランドセル来館の充実	子育て支援課	1	「事業番号2308」の計画目標に記載した「利用ガイドを作成」については、一般的な対応として区がまとめていくものです。「事業番号5103」の計画目標に記載した「保護者と連携」については、障害の程度に個人差のある児童について、それぞれの保護者と確認、連携しながら、各児童の状況に応じたより良い利用方法を考えていくものです。ご意見を踏まえ表記について検討いたします。
157	個人	(事業番号5104について) 事業概要に「身近に利用する場所があるように、中央町児童館のような施設を新設する」を追加してほしい。	V (1) 5104	児童館における中高生の居場所の拡大	子育て支援課	3	中央町児童館は、中高生の居場所の拡大を目的の一つとして、平成22年4月に開館しました。今後、新たに児童館を整備できる状況になった場合は、中学生も含めた、身近で利用しやすい施設として整備していきます。
158	個人	(事業番号5104について) 児童館の、中高校生スペースを児童館開館時には常設できるよう、努力してほしい。 緑が丘児童館は、月曜日にそのスペースが使用できず(文化会館が休みのため)、代休が多い月曜日なのに、せっかく利用しようと思ってもできない現況も聞かれる。民間委託の中央町児童館の評判がとてもいいので、他の児童館もいいところを見習って改良してほしい。	V (1) 5104	児童館における中高生の居場所の拡大	子育て支援課	8	緑が丘児童館開館日における中高生コーナーについては、中高生コーナー運営委員会の中で協議し、開館時間内での利用拡充について検討していきます。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
159	団体	(事業番号5104について) 計画目標に「拠点館(中央町児童館)での時間延長について検討し、条件整備ができた児童館から試行する」とあるが、今後目黒区の児童館は開館時間延長の方向にあるという考え方の提示か。職員の配置はもちろんのこと、近隣公立中学校との生活指導とも関わる大きな問題だけに、関係機関との協議も含めて、子育て支援課としての基本的な考え方を示してからの記載とすべきである。	V (1) 5104	児童館における中高生の居場所の拡大	子育て支援課	3	計画目標として掲げた時間延長については、拡大の検討を行うことを示したものです。今後行う検討や試行の中で、整理困難な課題が生じる場合もあり、時間延長を必ず実施することを定めたものではありません。
160	個人	学校等の校庭など保育園の子どもたちの運動、遊びの場として使用でき、地域の人に開かれたものとしてほしい。	V (1) 5106	学校開放	スポーツ振興課	2	区立小学校の校庭は、学校ごとに日時を定めて子どもたちや地域の安全な遊び場(学校ひろば)として、保育園をはじめ、区民の皆様にご利用いただいております。今後も引き続き、ご利用いただけるよう、事業を実施してまいります。
161	個人	(事業番号5105について) 放課後のランドセルひろばの利用は、安全のために、1年生も一旦帰宅せずに利用ができるよう運営方法を再考していただきたい。	V (1) 5107	放課後フリークラブ事業の推進	教職員・教育活動課	4	ランドセルひろばは、全ての学年において連絡票を学校に提出することで帰宅せずに利用が可能となりますが、授業等による校庭の使用状況により、ランドセルひろばの利用時間帯が限られることもあります。今後も、できる限り多くの児童にランドセルひろばを利用してもらうため、利用時間帯等について学校側の協力を得ながら、円滑な運営について検討していきます。
162	個人	(事業番号6101について) 事業概要にあるとおり、児童館を補完避難所とすることを早期実施できるように望む。乳幼児を持つ家庭が、一時的に避難が可能なように、それ相当の物と量の備蓄をしてほしい。	VI (1) 6101	災害時の乳幼児や児童の防災拠点(一時的な避難所)の整備	子育て支援課	2	ご意見を踏まえ検討を進めていきます。
163	個人	(事業番号6103について) アレルギー対応だけでなく、慢性疾患についても配慮願う。	VI (1) 6103	保育園、児童館における危機管理意識の高揚	子育て支援課 保育課	4	慢性疾患の対応については、医療行為を伴う場合もあることから、可能な範囲で個別に相談、対応させていただきます。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
164	個人	(事業番号6108について) 私立の学校に通う家庭でも登録しサービスを利用できるようにしてほしい。	VI (1) 6108	学校緊急情報連絡システム(めぐろ子ども見守りメール)の活用	教育政策課	3	私立の学校に通っている方は、目黒区のホームページから「メールマガジン」(緊急情報を選択)に登録をしていただければ、見守りメールと同内容の情報が配信されます。
165	個人	(事業番号6302・6303について) 公園の全面禁煙化を推進願う。	VI (3) 6302 6303	公園等の整備 公園等改良	みどりと公園課	3	児童遊園内の灰皿を撤去する等、禁煙化に向けた取組みを実施しております。さらに、公園等についても禁煙化に向けた取組みを検討してまいります。
166	個人 団体	量の見込みについて 0歳児の見込み数は623人だが少ないと思う。育児休業取得者がいて保育を必要としない人はあるとしても30%位しか見込まない根拠を明確に示す必要がある。 (同意見 ほかに2件)	5	教育・保育の見込みについて	子育て支援課 保育計画課	8	量の見込みについては、国が設定した調査の項目から国の手引きにより算出することを基本としています。しかし、国の手引きに基づく算出方法は、保育の開始希望時期が考慮されていなかったため、育児休業の取得期間の調査結果から量の見込みを再計算しました。
167	個人 団体	量の見込みについて 0歳児等確保内容が見込み量より少ない年度については、不足することが明らかでマイナスをどのように解消するのか。待機児童を放置することになる。 (同意見 ほかに2件)	5	教育・保育の見込みについて	子育て支援課 保育計画課	8	これまで、現子ども総合計画の当初の整備計画を上回る数の保育園を整備してきましたが、待機児童解消には至りませんでした。背景としては社会情勢の変化等があると考えますが、早期に待機児童を解消していきたいと考えています。0歳の量の見込みは潜在的なニーズを含めての数値であり、整備に当たっては、今後の児童数の推移を確認し、財政状況を踏まえて対応を検討していきます。
168	個人	区域の設定について 教育・保育提供区域は可能な限り細分化すること(少なくとも目黒地区・碑文谷地区に区分) (同意見 ほかに1件)	5	区域の設定について	子育て支援課	4	区域は1区域としますが、認可保育園や地域型保育事業の申込数や待機児童数を勘案した「重点地域」を設けて計画的な整備を行っていきます。今後の待機児童数等の様々な状況に応じて、区域について検討・研究していきます。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
169	個人	新制度における子ども・子育て会議の役割を子ども施策推進会議に位置づけているが、議論が薄く機能を果たしていない。別組織として作り直すべきである。 (同意見 ほかに1件)	その他	子ども施策推進会議について	子育て支援課	4	子ども施策推進会議は、子育てに関わる様々な団体から選出された委員で構成されており、これまでも子ども条例に基づき子どもたちが元気に過ごすことのできるまちづくりの実現のため、様々な議論を行ってきました。「地方版子ども・子育て会議」としても、子ども・子育て支援法が求めている子ども・子育て支援に関する施策の総合的に推進するための議論がされています。今後、さらなる深い議論ができるように努めていきます。
170	個人	現在保育園を利用している保護者や保育園職員を対象とした計画素案についての説明会もなく、計画素案も区内部で決められ、利用者や保育現場を無視している。また、パブリックコメントの周知や連絡もなく、形式的手続きでしかない。	その他	パブリックコメントについて	子育て支援課	4	パブリックコメントの実施や説明会の実施については、めぐろ区報やホームページでの周知を行いました。が、区民、利用者等への周知方法については、今後さらに研究していきます。
171	個人	保育の必要性と必要量の認定(支給認定)について、次の点を明確にすること。 ① 育休取得の場合、上の子の保育継続はできるのか。 ② 障がい児の保育認定について、区は今までと同じと言っているが、その通りか。 ③ 保育標準時間(1日11時間)は、月120時間以上就労していればなれるということだが、1日6時間働いている人でもみんな11時間保育になるのか。保育時間の決定は、当事者間で行わずに区(行政)がきちんと調整すること。 ④ 保育短時間(1日8時間)の場合、各園(民間)で設定時間は決定するのか。もしその時間から出た場合は、延長保育料を取るのか。フレックスタイムの人の対応はどうするのか。対応を明確に示すべきである。	その他	新制度での対応	保育課	3	育児休業中の場合の上の子の保育所在園期間は、下の子が1歳になった年度末までとしており、今年度と変更はありません。保育の必要性の認定は、子の状況ではなく保護者の状況で行うものです。27年4月から障害児は調整指数を2点加点することを新たに行います。保育の必要量の認定は、保護者から提出された就労証明書と希望を勘案して標準時間、短時間のいずれかを決定します。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
172	個人	利用調整に関して、直接契約施設・事業も区に申し込めば良い(当分の間、区が利用調整する)ことになっているが、調整の内容が不明瞭である。また、調整の時に認定こども園や小規模保育等への誘導はしないしてほしい。	その他	新制度での対応	保育課	3	利用調整の内容は、保育課で配付する冊子、区のホームページで公表しており、ご不明な点があれば説明させていただいております。新制度の施設や事業は、保護者の意向を確認しながら選択肢の一つとしてご案内しており、ご指摘の「誘導」には当たらないと考えます。
173	個人 団体	保育料における上乘せ徴収・実費徴収はさせないこと。 ① 認可園で月謝をとった教室を行うなど、保育を受ける内容に格差の出ることは認めないしてほしい。参加・不参加の子どもへの気持ちは尊重や、親の所得により参加出来ない子も出ることを考えると、区の認める保育所には不適切だ。 ②実費徴収(教材費や遠足代、制服代等)については、本来は保育料に含まれるべきものであり、区としては公定価格を充実させることを考えてほしい。 (同意見 ほかに1件)	その他	新制度での対応	保育課	3	認可保育園における保育料以外の費用の徴収については目黒区と協議をすることになっています。日常の保育の対価は保育料で賄われることを基本としつつ、対応していきます。
174	個人	子ども・子育て支援新制度について財源としていた消費税10%の見送りが検討されていたりする状況の中で、区は当初の計画より少ない財源となることが見込まれる新制度を、どのように充実し円滑な施行を進めていくのか示してほしい。	その他	新制度での対応	子育て支援課	8	現在予定されている制度改正に対する財源は、消費税アップが前提であり、その財源を見込んでいる施策については影響があると思われます。しかし、現段階では先送りした分(2%)の財源捻出や施策の見直しなどの国の対応が示されていないため、どのような影響があるのかわかりません。今後、国の来年度予算編成等を注視していきます。
175	個人	保育園や学童保育クラブ、児童館など子どもたちの居場所に関する経費は削減はやめてほしい。また、保育に関する予算を増やしてほしい。 (同意見 ほかに16件)	その他	その他	保育課 子育て支援課	8	保育園、学童保育クラブ、児童館などの子育て支援事業は、今後も着実に推進していく考えです。 一方、社会経済情勢が変化中、多様化する行政需要や当面の課題に的確に対応し、将来にわたり持続可能で安定的な行政運営を進めていく必要があります。そのために、施策の優先順位を見極め、限られた財源や人材などを効果的に配分し、効率的な行政執行に努めていきます。

区民意見

番号	区分	区民意見(意見募集)	分類 (事業番号等)	項目	担当所管	対応 区分	検討結果(対応策)
176	個人	長時間保育よりも家族での時間を作れるような行政運営をしてほしい。待機児童の解消だけでなく、社会の環境を整えてほしい。	その他	その他	保育課	3	保育園ではできるだけ家族で過ごす時間を長く持てるように運営しています。
177	個人	保育園の建設は目黒区の事業者で行ってほしい。	その他	その他	保育課	5	区立施設の建設に当たっては、入札により事業者を決定します。
178	個人	保育園での行事についての意見 ・謝恩会への保育士の参加について認めてほしい。 ・卒園遠足でのバス利用について認めてほしい。	その他	その他	保育課	4	謝恩会への保育士の参加、卒業遠足のバス利用については現行の取扱いを継続いたします。
179	個人	保育園に入所が困難なために、隣接する区に税金を払っている世代が転出している。何を優先して税金を利用していくことが先決が考えることが重要である。	その他	その他	保育課	2	待機児童対策が最大の課題であると考えています。今後も当計画に沿って待機児童対策に取り組んでいきます。